

## 平成25年度 九州管内の電波監視概況

平成25年度における九州管内の電波監視概況を以下のとおり取りまとめました。

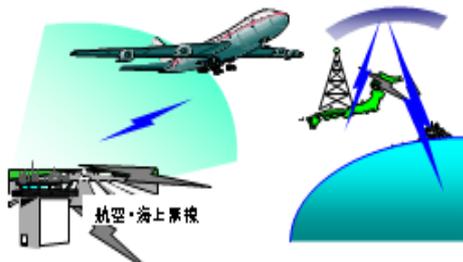
当局では、安心して利用できる電波利用環境を確保するため、今後も継続して混信妨害への迅速・的確な対応、不法・違法無線局対策等を推進して参ります。

### 1 混信妨害等の申告概況

- 平成25年度の申告件数は257件で内訳は以下のとおり(括弧内は全体に占める割合)。
  - 航空無線、船舶無線や携帯電話など重要な無線通信に関する申告 69件 (27%)
  - タクシー無線やアマチュア無線など一般の無線通信に関する申告 165件 (64%)
  - パソコンやオーディオ機器など電磁環境に関する申告 23件 (9%)
- 申告のあった257件への措置状況は以下のとおり。
  - 調査・対策指導及び自然消滅により解消したもの 239件
  - 継続対応中のもの 18件

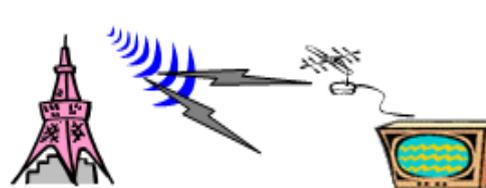
#### 【重要な無線通信への混信・妨害のイメージ】

##### 航空/海上無線通信システムへの混信・妨害



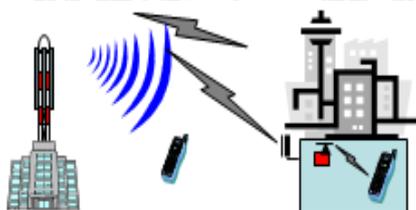
人や物資の安全輸送に重大な支障を及ぼします(衝突事故等の非常事態に至る恐れ)

##### 放送中継局への混信・妨害



放送エリア内の全ての受信世帯で画像、音声が進れる(選挙情報等の緊急放送が伝わらない恐れ)

##### 携帯電話中継システムへの混信・妨害



ビルの地下街に設置された不法携帯電話中継装置等からの妨害電波により、特定エリアで通信不調になる(警察署、消防署への緊急通報等が行えない恐れ)

##### 消防/防災無線への混信・妨害



病院等との連絡が取れず救急・救命活動に重大な支障を及ぼします(病院搬送の遅れから致死に至る恐れ)

## 2 不法無線局対策の状況

- 平成25年度の共同取締りは、18回実施し摘発局数は26局で内訳は以下のとおり。
  - 不法パーソナル無線 5局
  - 不法アマチュア無線 1局
  - 不法市民ラジオ 8局
  - 不法船舶局 12局

(参考) 不法無線局は、テレビ、ラジオへの受信障害、携帯電話等への妨害を発生させる恐れがあるため、警察署と共同取締りを実施している。
- アンテナの視認等により確認された不法無線局に対しては、電波法令を遵守するよう文書指導しており、平成25年度は904局に対して指導を行った。
- 日本国内での使用が認められていない外国規格の無線機(FRS/GMRS)に対し、電波監視を行い、使用を確認した場合は使用の停止等の指導を実施している。

(参考)FRS: Family Radio Service(米国内で使用)、GMRS: General Mobile Radio Service(米国内で使用)



## 3 電波利用ルール等の周知・啓発

- 不法無線局等による混信その他妨害から電波利用者を保護し、良好な電波利用環境の整備を図るため、電波利用に関する周知・啓発活動を実施している。
  - JR主要駅及び西鉄福岡(天神)駅に「STOP! 不法電波」ポスターを掲示するとともに、JR在来線電車に中吊りポスターを掲示(10月の1週間)。
  - 不法パーソナル無線撲滅に向けた周知・啓発として、各県AM、FMラジオによる20秒スポット放送を実施した(1月)。
  - 電波監視施設による不法パーソナル無線出現率調査結果に基づき出現率の高かった鹿児島県において、乗合バス(鹿児島市営バス)背面窓広告を実施した(10月~12月)
  - 一般消費者が容易に違法無線機器や技術基準に適合していない無線機器を購入・使用し、電波法違反となることや他の無線局へ障害を与えることを未然に防止するため、家電量販店、ディスカウント店及び無線機販売店等65店舗を訪問・調査した結果、36店舗で疑わしい機器が確認され、電波利用ルールの周知や遵守、違法機器販売に関する注意喚起等を実施した。
  - 無線設備試買テストの結果、発射する電波が微弱の範囲を超えていた無線設備(FMトランスミッター)を製造販売していた管内の事業者に対し、製造中止や製品の回収等の必要な措置を講じるよう要請した。